

別記第1号様式（第2条関係）

優良宅地認定申請書															
<p style="text-align: center;">租税特別措置法</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="margin: 0;">第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ 第68条の6第3項第5号イ</p> </div> <div style="margin: 0 10px;">）</div> <div style="padding: 0 10px;">の規定に基づき、優良な宅地（同法</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">第31条の2第2項第14号ハまたは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供される優良な宅地）の供給に寄与するものであることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 20px;">函館市長 様</p> <p style="margin-left: 40px;">住所 [法人にあつては、主たる 事務所の所在地]</p> <p style="margin-left: 20px;">申請者 氏名 [法人にあつては、その 名称および代表者の氏名]</p>	<p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※手数料欄</p>														
造 成 宅 地 の 概 要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">1 宅地造成区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 宅地造成区域の面積</td> <td style="text-align: center;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 宅地の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 工事着手の予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 工事完了の予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7 その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table>	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称		2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称		3 宅地造成区域の面積	平方メートル	4 宅地の用途		5 工事着手の予定年月日	年 月 日	6 工事完了の予定年月日	年 月 日	7 その他必要な事項	
1 宅地造成区域に含まれる地域の名称															
2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称															
3 宅地造成区域の面積	平方メートル														
4 宅地の用途															
5 工事着手の予定年月日	年 月 日														
6 工事完了の予定年月日	年 月 日														
7 その他必要な事項															
※受付番号	年 月 日 第 号														
※認定番号	年 月 日 第 号														

- 備考1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。
 なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに基づくものでない場合には、2欄については記載しない。